

第 56 期令和 7 年度第 6 回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令和 7 年 9 月 8 日（月）10：00～
高松サンポート合同庁舎南館 1 階
103 中会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- (2) その他

3 閉 会

第 56 期令和 7 年度第 6 回 香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

資料No. 1 香川県最低賃金の改正決定について（答申）（写）

資料No. 2 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書（写）



令和7年8月20日

香川労働局長

友住 弘 一 郎 殿

香川地方最低賃金審議会

会 長 籠 池 信 宏

香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月15日付け香労発基 0715 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額918円）は、令和5年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、原材料費や労務費コスト等が上昇する中、労務費増加分の価格転嫁や生産性向上が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる「賃上げを起点とした成長型経済」等を実現するためにも、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上や賃上げにつながるよう、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化等に向けた適切な価格転嫁対策についても取組み強化を強く要望する。特に、最低賃金引上げの影響率が高い、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、小売業については、販売価格の引上げにより販売減少が生じるなど価格転嫁が困難な状況にあることから、そうした事業者に対する強力なサポートを求めることを付記する。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,036 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 918円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,691円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$918\text{円（香川県最低賃金）} \times 173.8\text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807\text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 128,756\text{円}$$

2025年9月1日

香川労働局

局長 友住 弘一郎 様

香川地方最低賃金審議会

会長 籠池 信宏 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）

議長 十河 浩二



香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書

【一般の方が知ることができる最低賃金改定額の決定過程】

香川地方最低賃金の改定に関する審議は、7月15日の第1回香川地方最低賃金審議会において香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に諮問が行われて審議が始まり、8月20日の第5回香川県最低賃金専門部会で労働者委員3/3名が退席するなか、公益委員2/3名と使用者委員3/3名により、公益委員の改定額提案（+66円）で採決が行われ、賛成多数で改定額1036円（昨年額970円+引上額66円）を審議会への報告することを決定しました。その後の第5回香川地方最低賃金審議会において、専門部会の改定額が報告され、審議会でも採決することになり、労働者委員は3名が退席し採決に参加した2名も意思表示は行わず、公益委員3/5名（1名は欠席、委員長は採決しないため）と使用者委員4/5名（1名は欠席）の賛成多数で、改定額を1,036円（970円+引上額66円）とする「答申」が出されました。

また、第5回専門部会の議事要旨には、二者協議での引上げ提案額のみならず提案理由も記載され、第5回審議会の議事要旨にも採決状況が記載され、各議事要旨が翌日8月21日には香川労働局HPに掲載されました。このように、情報公開の面で一定改善が図られたことにより、意義申し出の提出期限までに、一定、具体的な改善意見も出せるようになりました。

【改定額答申に関する異議の理由概要】

しかし、審議会の採決で決定された改定答申額（改定額1036円、引上額+66円、率6.8%）は、①日本の物価高騰が始まった令和3年（2021年）6.7月以降の香川県消費者物価指数上昇率（食料）に、最低賃金引上率（額）が追い付いていないこと。②地域間格差を縮める検討がされたのか不明であること。③改定額答申の付帯意見は、政府への要請だけで、地方自治体への要請は含まれていない。など、香川県労連は意義を提出せざるを得ない状況です。

ついては、2025年8月20日に答申された香川地方最低賃金審議会の改定答申案について、最低賃金法第10条、同法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき、異議を申し出て、改定額と付帯する意見などを再審議していただけるよう強く要請するものです。

記

【最低賃金審議会の答申に対する異議内容】

1. 物価高騰に追い付く最低賃金改定額の再検討を求めます。

私たち香川県労連は、今年の意見書において、昨年の香川地方最低賃金が低い現状を、政府の最低賃金引上げ目標、徳島県知事の改定額提案、消費者物価指数（食料）の高騰状況も示し、

昨年の引上額に消費者物価指数が反映されなかったことも指摘し、働けば人間らしく暮らせる香川地方最低賃金として、全国一律最賃制度の実現を目指し、地域間格差の解消に向けた香川地方最低賃金の改定額を示すよう求めました。

第5回専門部会や第5回審議会の議事要旨では、労働者委員が1043円を提案し、その算定理由は「現行の本県より最低賃金額が高い隣県との額差を是正する金額とした。」と記載されています。また、使用者委員が1015円を提案し、その算定理由は「連合の2025年春季生活闘争回答集計の賃上げ(月例賃金)の平均賃金方式300人未満計の定昇相当込み賃上げ率4.65%を現在の最低賃金額970円に乗じて少数点以下を切り捨て1,015円とした。」と記載されており、提案額の算出根拠はわかります。しかし、第5回審議会で採決に至った改定額は、公益委員の提案額(中央最賃目安額63円+3円)であり、その提案理由は「中央最低賃金審議会の答申、労使の意見、法定の3要素、地域間格差の是正などを総合的に勘案し、公益案として目安+3円で採決することとした。」と記載されていましたが、労使の意見や法定3要素、地域間格差の是正などをどのように勘案したら+3円になるのかは不明です。また、「物価高騰の影響をどのように最低賃金改定額に反映したのか。」という観点も述べられていません。

1人収入世帯のエンゲル係数は公的統計資料が無いため正確に出せませんが、2022年9月の家計調査を基にした年収別エンゲル数は、年収200万円以下二人世帯で35%であり、全世帯平均27.4%に比べて高率です。食料の物価高騰が続く状況では、最低賃金収入しかない労働者世帯の生活はさらに厳しくなります。下表に香川県消費者物価指数の経年変化と最低賃金引上額・率を比較しましたが、物価高騰が始まった2021年6月以降の香川県消費者物価指数(食料)上昇率に対し、2022年以降の改定額が追い付いていないことは明らかです。

消費者物価指数(食料)の上昇率を、2022年以降の最低賃金引上率とすれば、今年の改定額は1067円に引き上げるべきではないでしょうか。

2021年6月以降の物価指数変化率と最賃引上額(率)の経年変化

比較期間	香川県物価指数の期間別指数変化		改定年	最賃改定額の実績変化			物価指数(食料)の期間別変化率の最賃額の試算		
	総合指数	食料指数		最賃額(円)	引上額(円)	引上率	上昇率	引上額(円)	改定額(円)
2020年平均を100した各月の変化率	100	100	2019	818	—	—	—	—	818
			2020	820	2	0.24%	—	2	820
2020年-2021.6	-0.7	0.3%	2021	848	28	3.41%	—	28	848
2021.6-2022.6	2.0	3.8	2022	878	30	3.54%	3.8%	32	880
2022.6-2023.6	3.3	8.0	2023	918	40	4.56%	8.0%	70	950
2023.6-2024.6	3.4	5.8	2024	970	52	5.66%	5.8%	55	1,005
2024.6-2025.6	2.8	6.2	2025	1,036	66	6.80%	6.2%	62	1,067

注1) 近年の物価高騰が始まったのは、消費者物価指数から見て2021年6月であり、それ以降の食料物価指数の変化と最低賃金改定額を比較した。

注2) 毎年の最低賃金改定時期(8月末)に発表される物価指数は6月時点の数値であり、毎年6月時点の物価指数の1年間変化をもとに、引上げ額を算出し2022年以降の改定額を試算した。

注3) 香川県発表の消費者物価指数は、高松市の消費者物価指数であり、2020年を100として、月毎の変化率を発表している。

2. 地域間格差を縮める考慮はされたのか。

今年の答申額が示された地方は、8月29日時点で、35/47都道府県ですが、中央最賃審議会の目安額以上に引き上げた地域は、Aランクで1/6地方、Bランク22/28地方、Cランク7/13地方となりました。また、引上げ最高額は、去年最下位の秋田県で80円も引上げました。これら地域は、地域間格差を縮めることを考えた結果ではないでしょうか。

7月30日の第2回審議会の意見陳情で、連合香川県連合会の方からも「賃金の低い地方から高い地方へ労働者・労働力の流出が続いている。」「中小・零細企業の事業の存続・発展に厳しさが拍車をかける一因となっているのではないか。」との意見もありました。香川県労連でも昨年の意見陳述で同様の意見を述べさせていただきました。

しかし、改定答申額を採決した第5回審議会と第5回専門部会の議事要旨では、採決した改定額は、公益委員の提案額であり、第5回専門部会の議事要旨では「中央最低賃金審議会答申、労使の意見、法定の3要素、地域間格差の是正などを総合的に勘案し、公益案として目安(63円)+3円で採決することとした。」と理由が記載されていますが、労使の意見や法定3要素、地域間格差の是正などを、どのように勘案したのかは不明のままです。

香川県から他地域への転出入の状況は、香川県HPにある2024年(令和6年)～2020年(令和2年)の県外転出入数と各県最低賃金額を図1に示します。

香川県は毎年、人口が減少していますが、最大の要因は自然動態(死亡者数－出生者数、毎年8千人台減)ですが、社会動態(県外転入－転出数)も大きな要因です。香川県の社会動態増減数は図1にも書きましたが下表にも示すとおり、この4年は2000～3000人減少しています。令和2～3年の国外転入出数の減少は、コロナ感染症による外国人流出ですが、令和4年以後は県内労働者の減少を外国人が補っています。国内他県への転出は、大学進学が多いですが、少子化で進学者数も減少するなか、社会動態の増減数が令和5年をピークに減少し始めているように、1)国外転入数が減少(外国人労働者も賃金高額地域に移動)し始めていること。2)働き盛りの若者や子育て世代も賃金高額地域に移動している。ためと考えられます。

香川県の人口動態(社会動態の経年変化)

項目	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	平成29年
県外転入出総数 ①	-175	-165	-621	-3,285	-1,853	-955	-262
国外転入出総数 ②	2,527	2,836	2,213	-1,219	-147	924	1,199
社会動態の増減数 ①－②	-2,702	-3,001	-2,834	-2,066	-1,706	-1,879	-1,461

だからこそ、中央最賃審議会の目安額答申の説明に「地方最賃審議会においては、実態を考慮しつつ、地域間格差を縮小する観点で議論願いたい」との考えを示したのではありませんか。

香川地方最低賃金改定額を1036円とする答申は、最高額との格差を縮める観点での審議が行われたのか。是非とも聞かせていただきたい。

また、今年の改定額の妥当性を明確にするためにも、来年の改定に向けた意見書に反映するために、公益委員の提案額理由を、是非とも聞かせていただきたい。

また、採決において、使用者側委員が公益委員提案額に賛成した理由。労働者側委員の方々が採決時に退席した理由。も是非ともお聞かせいただきたい。

3. 政府への要望だけでなく、香川県内自治体への要望も追加した答申文を再検討してください。

2025年8月20日付け「香川県最低賃金の改定決定について(答申)」のなかには、「当審議会として、原材料費や労務費コスト等が上昇する中、労務費増加分の価格転嫁や生産性向上が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる「賃上げを起点とした成長

型経済」等を実現するためにも、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上や賃上げにつながるよう、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化等に向けた適切な価格転嫁対策についても取組み強化を強く要望する。特に、最低賃金引上げの影響率が高い、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、小売業については、販売価格の引上げにより販売減少が生じるなど価格転嫁が困難な状況にあることから、そうした事業者に対する強力なサポートを求めることを付記する。」との政府への要望が付記されました。

しかし、第2回審議会では、香川労働局長より「厚生労働省のリーフレットでは、自治体の支援がないのは香川県を含め5県のみ」との発言もあり、最低賃金の引上げを支援する自治体が大多数になっており、香川県は支援が無い自治体であることが明らかとなっています。

香川県労連も、香川県や県内市町への「県内中小・零細企業への最賃引上げに伴う直接支援の実施」を要望していきませんが、香川地方最低賃金審議会からも、政府への中小・零細企業に対する最低賃金引上げに関わる種々の支援要請だけでなく、香川県内自治体に対する直接支援の要請を加えてください。

【香川地方最低賃金審議会・専門部会の情報公開について】

4. 審議会・専門部会の審議を原則どおり公開してください。

香川地方最低賃金審議会・専門部会の答申額採決時の議事要旨は、審議の1日後には香川労働局 HP に公開されるようになりました。香川労働局の努力に敬意を表したいと思います。

しかし、議論内容を記載した議事録は、8月29日時点で労働局 HP には公開されていません。傍聴できない専門部会の二者協議などは、議事録・議事要旨も公開されません。そのため、審議内容の詳細は、審議会委員と労働局担当職員しか知ることができず、決定された改定額答申の決定過程で各委員からどのような意見が出され、どのように議論されたかは不明のままです。

最低賃金法第11条第1項には「都道府県労働局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。」と定めていますが、公示すべき「意見の要旨」を規定する厚生労働省令も一般には公開されていません。

このような状況で、提出する「意義申出書」に反映できる「意見の要旨」は、「改定答申額」と、審議会・専門部会の議事要旨に記載されている労働者側委員、使用者側委員、公益委員の「改定提案額」と「検討概要」しかありません。

香川地方最低賃金の決定の過程だけでなく、具体的な審議内容を広く一般に公開してこそ、最低賃金法第1条の「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と言う（目的）を達成することができるのではないのでしょうか。

香川県労連としては、審議会と公益・使用者・労働者委員が会する専門部会だけでなく、専門部会のすべての審議も全面公開し、香川地方最低賃金審議会の議論内容の全てを、広く一般に公開すること。人数制限を設ける傍聴だけでなく、広く一般の方が審議内容を確認できるように、全ての最低賃金に関わる審議会と専門部会の議事録を、できる限り早く、労働局 HP に公開することを、最後に求めさせていただきます。

以上。

図 1

